

## 議案第 32 号

### 映画「尖閣 1945」製作業務委託契約について

映画「尖閣 1945」製作業務について、次のように委託契約を締結したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項の規定により議会の議決を求める。

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 映画「尖閣 1945」製作業務  |
| 2 契約の方法  | 随意契約   |
| 3 契約金額   | 199,974,390 円  |
| 4 契約の相手方 | 埼玉県さいたま市浦和区常盤 9-20-10 伸弘ビル 3F<br>株式会社ストームピクチャーズ<br>代表取締役 五十嵐 匠 |

令和 7 年 2 月 21 日提出

石垣市長 中山 義 隆

### 理 由

映画「尖閣 1945」製作業務の委託契約の締結については、石垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 47 年石垣市条例第 8 号）第 2 条の規定により議会の議決を必要とする。

これが、この議案を提出する理由である。